



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年8月19日火曜日 第2598号

◇ 目 次 ◇

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	695
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(") ...	695
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	695
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	(東予地方局環境保全課) ...	695
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	700
道路の区域変更(県道宇和明浜線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	700
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所) ...	700
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	701
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	701
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	701

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第965号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年8月19日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年8月19日から9月1日まで

○愛媛県告示第966号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成26年8月19日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

八幡浜加入区

○愛媛県告示第967号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成22年8月愛媛県告示第936号)による保険に付すべき義務は、平成26年8月18日限り消滅したので、同条第2

項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成26年8月19日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

八幡浜加入区

○愛媛県告示第968号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年8月19日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番1号

代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) T-113A (No.1洗浄塔)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり1,200ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着事後2ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1 ~2 最大 0.5~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 660 最大 1,500
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 60 最大 144	

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 539.7 最大 1,242.1	通常 124.7 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 426.9 最大 862.1	通常 33.7 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 609.3 最大 717.6	通常 214.3 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 34.9 最大 68.9	通常 5.2 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 13,112 最大 15,284	通常 13,112 最大 15,284

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.34 最大 35.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.46 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.22 最大 30.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 246,639 最大 327,000	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000
----------------------------	------------------------

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

○愛媛県告示第969号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 8月19日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番 1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町 1 丁目10番 1号

3 特定施設に関する事項

(1) T - 704 廃ガス洗浄塔

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 13～14 最大 13～14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,600 最大 2,080
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5以下 最大 5以下
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.9 最大 1.2
----------------------------	------------------

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(2) T - 705 廃ガス洗浄塔

特定施設の種類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 13～14 最大 13～14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,600 最大 2,080
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20以下 最大 20以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5以下 最大 5以下
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.1 最大 2.7	

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(3) T K - 784 トルエン洗浄槽

特定施設の種類	政令別表第1第37号ロ 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり18トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 5~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,400 最大 9,620
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30以下 最大 35以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4.3 最大 5.2

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(4) TK-783 セントルろ液分液槽

特定施設の種類		政令別表第1第37号口 分離施設
特定施設の能力		1日当たり5.2トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後3ヵ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間欠
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~4 最大 2~4
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,600 最大 2,080
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 5以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.5 最大 3.0
------------------------	------------------

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(5) Z-761 触媒ろ過機

特定施設の種類		政令別表第1第37号ろ過施設
特定施設の能力		1日当たり16トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後3ヵ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間欠
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~5 最大 3~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 290 最大 380
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 5以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3.1 最大 3.7

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(6) Z-763 AFBろ過機

特定施設の種類		政令別表第1第37号ろ過施設
特定施設の能力		1日当たり27トン処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後3ヵ月
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間欠
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 6~9	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,080 最大 11,800	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 35	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 510 最大 660	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 7.1 最大 8.5	

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(7) D-752B イミノ化留出分液槽

特定施設の種別	政令別表第1第37号口 分離施設		
特定施設の能力	1日当たり14トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後3ヵ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	間欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~5 最大 3~5	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30,000 最大 39,000	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20以下 最大 20以下	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 5以下	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.9 最大 1.1
------------------------	------------------

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 27
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 47	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10	
		りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 36,902 最大 40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第970号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 8月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第19号 平成26年 8月 8日	伊予郡松前町大字鶴吉字神取640番 5	松山市来住町1165番地 9 アンジュ・クレール201号 松 田 篤

○愛媛県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地29番4から 同町依津2番耕地998番1地先まで	旧	メートル 4.0～18.0	キロメートル 0.447	
		西予市明浜町依津2番耕地14番地先から 同町依津2番耕地998番1地先まで	新	9.0～18.0	0.427	

○愛媛県告示第972号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成26年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	中 田 浩 史	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成26年 8月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	市立八幡浜総合病院	渡 邊 裕 策	八幡浜市大平一番耕地638番地	平成26年 8月 1日
音声、言語・そしゃく機能障害	神 経 内 科	独立行政法人国立病 院機構愛媛医療セン ター	山 下 泰 治	東温市横河原366番地	平成26年 8月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	住 友 別 子 病 院	藤 井 政 孝	新居浜市王子町3番1号	平成26年 8月 1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃ く機能障害	耳鼻いんこう 科	国立大学病院愛媛大 学医学部附属病院	西 窪 加 緒 里	東温市志津川	平成26年 8月 1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃ く機能障害	耳鼻いんこう 科	国立大学病院愛媛大 学医学部附属病院	高 木 大 樹	東温市志津川	平成26年 8月 1日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	訪問診療クリニック 六花	寺 崎 望	東温市牛淵331番地 1	平成26年 8月 1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	公立学校共済組合四 国中央病院	藤 川 晴 信	四国中央市川之江町2233番地	平成26年 8月 1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	医療法人広仁会広瀬 病院	佐 々 木 豊 和	八幡浜市1280番地 9	平成26年 8月 1日

○愛媛県告示第973号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成26年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
植 田 聖 也	喜多医師会内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	平成19年 4月1日
得 居 和 義	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	平成26年 4月1日
山 下 泰 治	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	平成26年 6月1日
石 丸 啓	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成26年 7月1日
清 水 義 貴	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成26年 7月1日
鎌 尾 知 行	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成26年 7月1日
菊 地 正 晃	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町甲2433 - 1	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	平成26年 7月1日

○愛媛県告示第974号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成26年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
音声、言語機能障害・肢体不自由	リハビリテーション科	医療法人青峰会真網代くじりリハビリテーション病院	田 井 裕 之	八幡浜市真網代甲229番地5	平成26年 7月1日

○愛媛県告示第975号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
遺失拾得物管理業務システム一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年 6月25日	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号	月額 378,540円	一般競争入札	平成26年 5月13日